

# 大阪市障害者スポーツセンター条例施行規則

## ○大阪市障害者スポーツセンター条例施行規則

平成17年10月19日

規則第145号

大阪市障害者スポーツセンター条例施行規則を公布する。

### 大阪市障害者スポーツセンター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市障害者スポーツセンター条例（平成17年大阪市条例第119号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請等)

第2条 条例第6条第1項の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、所定の申請書に次に掲げる事項を記載してこれを条例第4条第4項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体（以下「法人等」という。）にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 使用の日時
- (3) 使用の目的
- (4) 使用しようとする施設（条例第6条第1項に規定する施設をいう。以下同じ。）及び附属設備
- (5) 使用予定人数
- (6) その他指定管理者が必要と認める事項

2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ当該各号に定める期間又は日に行わなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 宿泊室及び研修室 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間

## 大阪市障害者スポーツセンター条例施行規則

- ア 障害者若しくは介護のために障害者と同伴して施設を使用しようとする者又は65歳以上の者が申請を行う場合 施設を使用しようとする日（以下「使用日」という。）の12月前の日から使用日までの間
- イ アに掲げる場合以外の場合 使用日の6月前の日から使用日までの間
- (2) 宿泊室及び研修室以外の施設 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間又は日
- ア 専用使用に係る申請を行う場合 使用日の3月前の日から使用日までの間
- イ 個人使用に係る申請を行う場合 使用日
- 3 条例第6条第2項ただし書の市規則で定める特別の事由は、次のとおりとする。
- (1) 条例第10条第1項に規定する特定施設（以下「特定施設」という。）を使用しようとする者が国又は地方公共団体であること
- (2) 前号に定めるもののほか、特定施設を使用しようとする者が使用許可を受ける前に使用料を納付することが困難であるものとして市長が定める事由
- (使用料の納付の時期)
- 第3条 条例第11条の市規則で定める日は、使用日とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、条例第6条第2項ただし書に規定する場合における条例第11条の市規則で定める日は、使用日の30日後の日とする。
- (使用料の還付)
- 第4条 条例第13条第2号の市規則で定める日は、使用日とする。
- 2 市長は、条例第13条ただし書の規定により、使用料について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を還付することができる。
- (1) 条例第13条第1号に該当する場合 使用料の全額（条例第10条第1項に規定する使用者（以下「使用者」という。）が特定施設を使用している際に災害その他特別の事由が発生したことにより当該特定施設を使用するこ

## 大阪市障害者スポーツセンター条例施行規則

とができなくなった場合にあっては、当該事由が発生した時までに当該使用者が当該特定施設を使用した時間、状況等を勘案して市長が定める額)

- (2) 条例第13条第2号又は第3号に該当する場合 使用料の全額  
(利用料金)

第5条 条例第14条第3項の市規則で定める金額は、次のとおりとする。

カラオケ装置 一式 1回につき 5,000円

(利用料金の納付の時期)

第6条 条例第14条第1項に規定する利用料金は、指定管理者が定める日までに支払わなければならない。

(指定申請の公告事項)

第7条 条例第16条第5号の市規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の指定の申請（以下「指定申請」という。）を受け付ける期間（以下「受付期間」という。）  
(2) 指定申請に必要な書類  
(3) 条例第18条各号のいずれかに該当する法人等のした指定申請は、無効とする旨

(指定申請の方法)

第8条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、所定の指定管理者指定申請書に法人等の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先を記載して、受付期間内にこれを市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）  
(2) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）の名簿及び履歴書  
(3) 指定申請の日の属する事業年度の前3事業年度における次に掲げる書

## 大阪市障害者スポーツセンター条例施行規則

類（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時におけるアに掲げる書類又は財産目録（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）とする。

ア 貸借対照表

イ 損益計算書（これに相当する書類を含む。）

ウ ア及びイに掲げる書類の監査に係る報告書

(4) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

(5) 組織及び運営に関する事項を記載した書類

(6) 指定申請に関する意思の決定を証する書類

(7) 条例第18条各号のいずれにも該当しないことを信じさせるに足る書類

(8) 指定管理者の指定を行おうとする期間に属する各年度ごとの条例第1条の表に掲げる障害者スポーツセンター（以下「センター」という。）の管理に関する事業計画書及び収支予算書

(9) センターの管理の業務を安定的に行うことができることを示す書類（資料の提出の要求等）

第9条 市長は、条例第19条の規定により指定管理者の指定を受けるべきものを選定するため必要があると認めるときは、指定申請をした法人等に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

（事業報告書の記載事項等）

第10条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項の事業報告書（以下「事業報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先

(2) 年度の区分。ただし、指定管理者の指定を受けた期間が当該年度の一部

## 大阪市障害者スポーツセンター条例施行規則

の期間であるときは、当該期間を併せて記載すること

- (3) センターの管理の業務の実施状況
- (4) センターの利用者数、センターの稼働状況その他の利用状況
- (5) センターの管理に要した経費等の収支の状況
- (6) その他市長が必要と認める事項

- 2 指定管理者は、毎年度終了後（地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消しを受けた場合にあつては、当該取消しの日後）2月以内に市長に事業報告書を提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該2月以内に事業報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ市長の承認を得て当該提出を延期することができる。

（施行の細目）

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、福祉局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第22号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年5月30日規則第130号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第95号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月14日規則第154号）

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成29年12月1日規則第145号）

- 1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の前に行われた大阪市障害者スポーツセンター条例（平成17年大阪市条例第119号）第6条第1項に規定する施設の使用に係る申請は、同日以後においては、この規則による改正後の大阪市障害者スポーツセンタ

## 大阪市障害者スポーツセンター条例施行規則

一条例施行規則第2条第1項の規定による申請とみなす。

附 則（令和3年3月31日規則第49号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月23日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。